

## 5 解散に関する手続き

### (1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議（注）
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

（注）社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）。

### (2) 清算の終了まで

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①）。

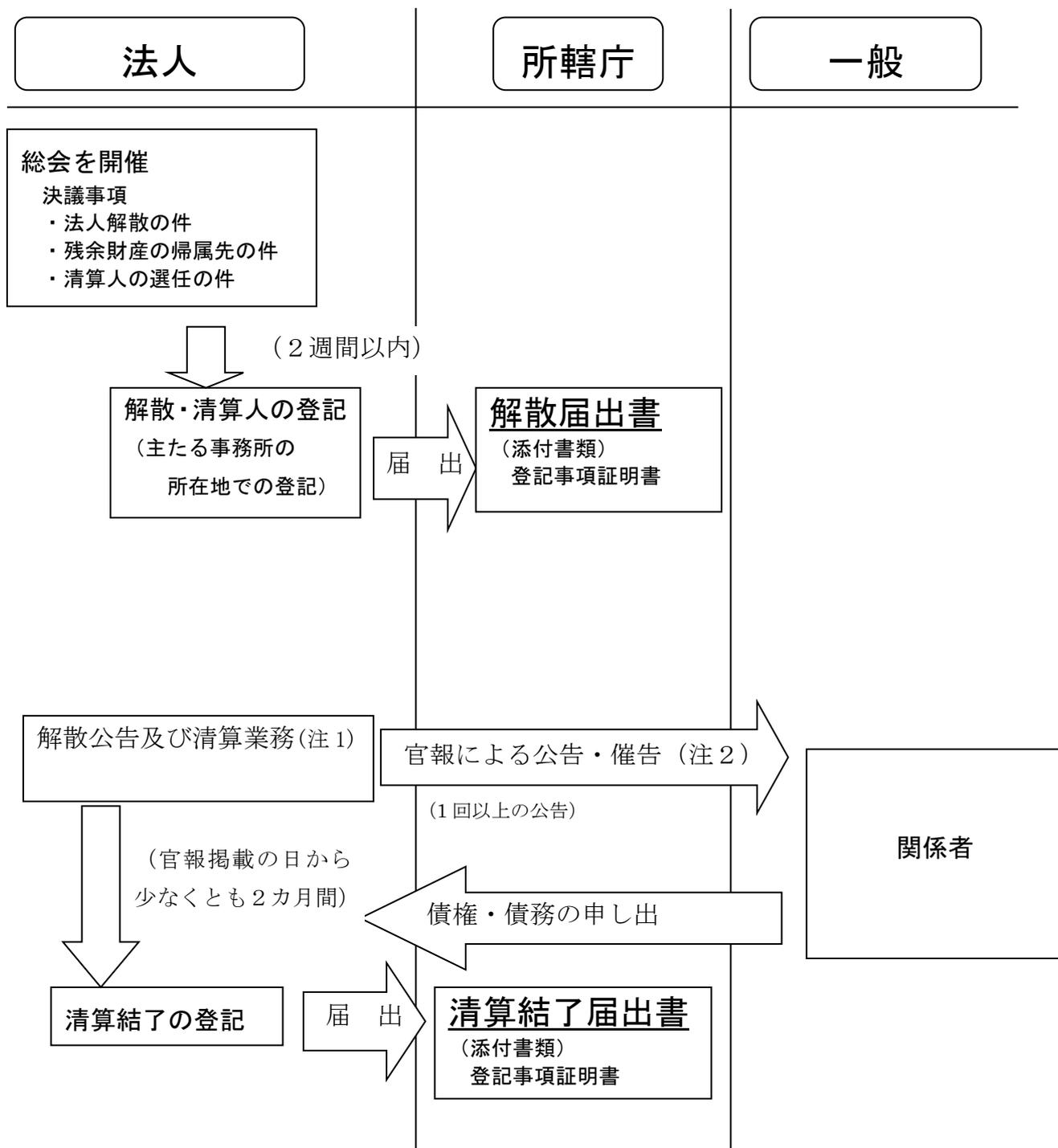
- ① 現務の終了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

（注）債権の申出の公告は、1 回以上（官報掲載の日から少なくとも 2 カ月間）官報に掲載する必要があります。（法 31 の 10①④）

なお、官報の掲載には最低でも 4 万円程度の費用がかかります。

清算人は、清算終了後、清算終了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 32 の 3）。

## ○解散（総会決議による解散）を行う場合のフロー



(注1)清算人は、以下の業務を行うこととなる。

- ①現務の終了
- ②債権の取立て・債務の弁済
- ③債権の申し出の公告(官報掲載の日から少なくとも2カ月間)と催告
- ④公告と催告により判明した債務の分配を完了する。
- ⑤残余財産がある場合は、財産の引渡しを行う。

(注2)官報掲載費用 最低でも4万円程度/回。

## ○解散手続き提出書類

### (1) 解散登記後に提出する書類

| 提出書類のリスト     | 参照ページ |
|--------------|-------|
| 解散届出書（第七号様式） | 111   |
| 登記事項証明書（原本）  | —     |

### (2) 清算終了の登記後に提出する書類

| 提出書類のリスト        | 参照ページ |
|-----------------|-------|
| 清算終了届出書（第十一号様式） | 113   |
| 登記事項証明書（原本）     | —     |

### (3) その他の書類

| 提出書類のリスト           | 参照ページ |
|--------------------|-------|
| 解散認定申請書（第六号様式）     | 114   |
| 残余財産譲渡認証申請書（第八号様式） | 115   |
| 清算人就任届出書（第十号様式）    | 116   |

#### (注)

解散認定申請書：特定非営利活動に係る事業が、客観的に実施が不可能となった場合に申請。  
自主的に解散できる法人については、「解散届出書」を提出。

残余財産譲渡申請書：定款に残余財産の帰属先の記載がない場合に申請。譲渡先は、国又は地方公共団体。

清算人就任届出書：清算中に新たに清算人が就任した場合に届出。

第七号様式（第十一条第一項）

千葉県規則で定められた様式  
どおりに作成。

解散届出書

解散事由が「社員総会の  
決議」の場合

年 月 日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

特定非営利活動法人○○○○

清算人 千葉市○○区○○町○丁目○番○号

千葉太郎

電話番号 043-×××-××××

特定非営利活動促進法第31条第1項第1号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

#### 記

#### 1 解散の理由

主要なメンバーが退会してしまったため活動を展開していくことが難しくなりました。  
また、社員が10人を下回ってしまったため、社員の募集をしたが集まらなかった。

#### 2 残余財産の処分方法

##### [例1 財産が0の場合]

譲渡する財産は、ありません。

##### [例2 財産が多少ある場合]

財産の30,000円は、公告費用の一部として処分します。

##### [例3 財産がたくさんある場合]

残余財産は、定款により社会福祉法人○○に全額譲渡します。

#### 添付書類

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（原本）

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時総会議事録

- 1. 開催日時 〇〇年〇月〇日 〇時から〇時まで
- 2. 開催場所 法人事務所 千葉県〇〇市△△〇丁目〇〇番地
- 3. 出席者数 社員総数〇〇人うち出席者数〇〇人  
(うち本人出席〇〇人、表決委任者〇〇人及び書面表決者〇〇人)

4. 審議事項

- 議案第1号 特定非営利活動法人〇〇〇〇解散の件
- 議案第2号 法人残余財産及び残余財産の帰属先の確認の件
- 議案第3号 清算人選任の件

定款の定めに従い、出席者に書面表決者又は表決委任者が含まれる場合は、その数を付記。

5. 議事の経過と議決の結果

定刻に至り、理事〇〇〇〇氏が開会を宣言し、本日の臨時総会は定款に規定する定足数を満たしているのでこの会議が有効に成立している旨を確認し、議長の選任について諮ったところ、全会一致をもって〇〇〇〇氏が議長に選任された。

続いて議長挨拶のあと、上記3議案の審議を行った。

議案第1号 特定非営利活動法人〇〇〇〇解散の件

議長から、特定非営利活動法人〇〇〇〇は、事業の継続が困難であることから解散したい旨を説明し、議決を求めたところ、全員一致をもって可決された。

議案第2号 法人残余財産及び残余財産の帰属先の確認の件

議長から、財産目録により法人残余財産はない旨の説明があり、議決を求めたところ、全会一致をもって承認すべきものと決定された。

議案第3号 清算人選任の件

議長から、清算人選任の件について説明があり、当法人定款第〇条の規定により、理事が清算人になることについて議決を求めたところ、全会一致をもって可決された。

6. 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、△△△△氏、□□□□氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長 ○ ○ ○ ○ 印  
議事録署名人 △ △ △ △ 印  
議事録署名人 □ □ □ □ 印

第十一号様式（第十七条第1項）

千葉県規則で定められた様式  
どおりに作成。

清算終了届出書

年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

特定非営利活動法人○○○○

清算人 千葉市○○区○○町○丁目○番○号

千葉 太郎

電話番号 043-×××-××××

特定非営利活動法人○○○○の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

**添付書類**

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書（原本）

第六号様式（第十条）

千葉県規則で定められた様式  
どおりに作成。

主たる目的としている特定  
非営利活動に係る事業が、  
客観的に実施が不可能とな  
った場合に申請。

解散認定申請書

年 月 日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

○ ○ 市 ○ ○ 1 丁目 1 番地

特定非営利活動法人 ○ ○ ○ ○

理事長 千葉 太郎

電話番号 0 4 3 - 1 1 1 - 1 1 1 1

特定非営利活動促進法第 3 1 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人  
を解散することについて、同条第 2 項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

**添付書類**

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面。

第八号様式（第十二条）

千葉県規則で定められた様式  
どおりに作成。

残余財産譲渡認証申請書

定款に残余財産の帰属先の記載がない場合に申請。  
譲渡先は、国又は地方公共団体となる。

年 月 日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

千葉太郎

電話番号 043-×××-××××

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を得たいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

譲渡先の国又は地方公共団体を記載。  
複数ある場合は、譲渡先毎に譲渡する財産を記載。

備考 上記2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

第十号様式（第十六条第一項）

千葉県規則で定められた様式  
どおりに作成。

清算中に新たに清算人  
が就任した際に届出。

清算人 就任届出書

年 月 日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

千葉太郎

電話番号 043-×××-××××

下記のとおり特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所  
千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
千葉太郎

- 2 清算人が就任した年月日  
〇〇年〇〇月〇〇日

登記事項証明書に  
記載のある清算人  
就任年月日を記載。

添付書類

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（原本）